

19/6/24 陸前高田市議会予算等特別委員会 情報公開条例改正部分

(全国市民オンブズマン連絡会議による、半自動文字起こしアプリによる文字起こし)

委員長：議案第 16 号、陸前高田市情報公開条例の一部を改正する条例から、議案第 29 号令和元年度陸前高田市水道事業会計補正予算第 1 号までの条例案 9 件及び補正予算案 5 件の計 14 件を一括して議題といたします。

本 14 件については、議案の朗読を省略いたします。

初めに、議案第 16 号、陸前高田市情報公開条例の一部を改正する条例の説明を求めます。

総務部長：おはようございます。

議案つづりの 16 の 1 ページをお開き願います。

議案第 16 号、陸前高田市情報公開条例の一部を改正する条例につきまして総務部長からご説明をいたします。

提案理由であります。行政文書の開示にかかる費用について、手数料を定めようとして提案するものであります。

次に、改正の内容についてご説明をいたしますので、16 の 2 ページをお開き願います。

陸前高田市情報公開条例の一部を改正する条例であります。

第 18 条は費用負担であります。見出しを手数料等に改め、第 1 項中、文書又は図画の写しの交付を行政文書の開示に、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を別表に定める額の手数料に、第二項中開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける、を行政文書の写し又は複製物の交付を受けるに、当該電磁的記録の種別に応じ、実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額の当該開示の実施を、当該写し又は複製物の作成及び送付 に改め、行政文書の開示を実施する場合には、別表に定める手数料を負担することを定めるものであります。

別表であります。行政文書の種別及び開示の実施の方法ごとに手数料の額を定めるものであります。

行政文書の種別が文書又は図画において、閲覧または写しの交付を求められた場合における手数料の額を、一件につき 300 円に、一面につき 10 円ただし、多色刷りの場合にあつては 50 円を加えた額としようとするものであります。

また行政文書の種別が電磁的記録において閲覧または複製物の交付を求められた場合における手数料の額を一件につき 300 円とし、紙その他これに類するものに印字し、もしくは印画紙したものの閲覧、または写しの交付を求められた場合における手数料の額を一件につき 300 円に、1 面につき 10 円ただし、多色刷りの場合にあつては 50 円を加えた額としようとするものであります。

附則であります。第一報は施行期日でこの条例は公布の日から施行する。

第二項は、経過措置でこの条例の施行の前に行われた開示請求に係る費用負担について

は、なお従前の例によるものとなります。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

委員長：質疑に入ります。質疑はありますか。

鵜浦昌也（無所属）：まずですね、お聞きしたいのはですね、これまでの費用というのは無料だったけれども、今回改めて手数料を設けることにしたその経緯について説明願います。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

経緯ということですが、昨今、開示の件数が多くなってきております。

平成 30 年度におきましては、48 件の開示請求がございました。

うち企業等を除く個人からの開示の請求については 36 件となっております。で 24 年度からですね、経緯を見てまいりますと、24 年から 27 年度については 10 数件で推移してきたものですね、平成 28 年度から 32 件、あるいは 29 年には 65 件というような、開示件数の増加が傾向としてございます。

で、こういった中でですね、事務の負担が増えてきているというところでございます。また特定の方からの請求が多いという現状もございまして、そういった中で、手数料を負担していただいて、公平性という観点から、人件費の方を適正に負担していただきたいということで今回こういった改正に至ったところでございます。

鵜浦昌也（無所属）：はい。手数料の要するに今回改めて、新たに設けるわけですが、手数料の算定の基準なぜこの金額にしたのかという説明を願います。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

まず基本となる一件につき 300 円という手数料でございますが、国における情報公開に関する手数料の額、それが基本となっているのが 300 円であること、また当初のですね陸前高田市手数料条例における手数料のうち最も安価な価格。それが 300 円であるということから、設定したものでございます。

また枚数ごとにですね、徴収する 10 円または 50 円という手数料については、行政文書の開示決定に当たって、開示対象となる行政文書の写しを作成する場合にはですね、非開示情報等黒塗りする必要がございまして、それに作成、その作成にかかる費用を、枚数に応じて負担をしていただきたいということで設定したものでございます。

鵜浦昌也（無所属）：今回この条例改正一部改正をするに当たって、他の自治体、もう県・国も含めての状況についても、調査というか。その辺を鑑みてたと思うんですが、そうい

った状況についてはいかがだったんですか。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

私たちが調べたところでは、県内の市町村においては手数料を定めているところはございません。

ただ、全国的に見た場合にですね、埼玉県の草加市であるとか、大阪府の吹田市、あるいは愛知県の春日井市などで手数料の規定を設けているという事例があるところでございます。

鶴浦昌也（無所属）：震災後、特にその28年から29年、特に開示請求が多かったというような説明ですけれども、先ほど、部長の説明だと、特定の方がというような表現もされたようですけれども、開示請求をされたどういった内容について、開示請求があったのか、その辺をお示しできるのであれば示していただきたい。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

内容ということではなかなかそれぞれあるものですから、あるいは特定の目的というものはなかなか難しいところがありますので、難しいところはございますけれども、去年の例で申し上げますと、一番去年で多かったのは一件で6000枚を超える請求というものがございました。

それはどういったものかといいますと、平成25年から現在まで、昨年度までに随意契約した金額がわかるもの全てというような請求がございました。

そういった請求があった場合には関係課を抽出した上で依頼するわけですが、内容が内容ですので、全庁にわたる調査を行って開示に対応しなければならなかったという。一例でございました。

作業には膨大な人が掛かる時間がかかるというところがございまして、文書をですね、特定していただければそういった対応も少なくなるんですが。

なかなかそれにも応じていただけなかったという事例もあったりしてですね、こちら情報公開を拒むわけではないんですが、そういった目的等もわからずにこちら対応しなくてはいけないものですから、そういった部分が非常に苦慮しているところでございます。

鶴浦昌也（無所属）：一件につきその6000枚の開示請求というのはこれはちょっと異常だなと私は個人的には思います。

こういったことにも対応せざるをえない市の職員の方々っていうのは本当に大変な仕事をなさってると思うんですが、その一方でやはり情報公開条例というものを制定していて、これまでの国の動きとか県の全国的な流れに応じて情報公開制度というものを制定しているわけですので、反面、責務というか、市としても負わなければいけないだろうというふ

うに思います。その辺のお考えについては市長どのようにお考えですか。

市長：もちろん我々はこの条例制定によってですね、例えば情報公開を求めてこられる方々を拒んだりするのではない。何かを狭めていこうということではないわけです。

ただですね今部長がご答弁申しあげましたように、私の立場からすると、対市民というところで情報どんどん公開してくださいということは当然あります。

一方で、陸前高田市役所という一つの職場の長でもあるわけですから、職員の皆さんの心体の健康管理というのはしなきゃいけないわけです。

でも一般に言われるように公務員に対する市民の一部の市民の方ですが、非常にですね、まかりならんというような態度をされる方っていっぱいあるわけですよ。

その中で例えば今回の 6000 枚も、初めは受け取りますからということで来たものだと伺っています。その中でただ現実には 6000 枚用意したら、こんなのいらぬよと、開示に変えてくれと。じゃあ今までの作業何だったんですかというようなこともあるんですね。

だから私は、今回の条例のご提案というのはね私がそうしたいとかそういうことではなくて、現場から上がってきた声なので、せめて自分たちがした仕事に対して、それなりの労力あるいは、実際にかかっている経費についてはいただけるような、そういうものにして欲しいと言う下からの声に、市長としてですね、やはりここは少なくとも議員の皆様方にどう考えなのかということですね。聞くことはしなければいけないと。そういう思いで今回のご提案をさせていただいたところです。

委員長：他にありませんか。

菅野定（無所属）：今の一件につきそれぞれ 6000 枚の請求があったということなんでございますけれども、そういう今までの行政文書の開示に対する対処するために要した時間というのは実際どのくらいだと思います。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

個別にですねそれぞれを調べているわけではございませんが、今回 6000 枚を超える請求があった場合についてはちょっと調査をさせていただいたんですが、全庁で 113 人が関わり、その合計の時間数は、908 時間というような時間数となっているところでございます。

菅野定（無所属）：非常に多くの時間を増やされているということでございますけれども、じゃあそれを人件費等に換算しますとどのぐらいの費用がかかったというふうに思われますか。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。それぞれかかわった職員が給料それぞれご

ございますので、主事級あるいは係長級というような区分で計算をしましたところ、合計で約 170 万円という試算をしているところでございます。

委員長：ほかにありませんか。

佐々木一義（無所属）：いろいろ経費とか云々ありますけども、やっぱり私は、私たち国民が持っている知る権利ですかね、そういったものを大事にしたいというふうに思っています。それに今の 1 人の方がそういう 6000 枚っていう話になったから、その金額を当てはめるっていうのではちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。っていうのは、1 人の人があったから、全体にそういう枠をかけるっていうのはやっぱり知る権利、国民の知る権利ですかね。そういったものと相反するんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

市長：先ほどもご答弁申し上げましたけれども、今はわかりやすいところで今 6000 枚を超えるというところでお話になってます。

実際にはその他にもたくさんこうきてるんですね、では我々のところに入ってくる報告からすると、もう自分の仕事ができない状態ですと、もうそのことに対応しなければいけない、その職員等はまだ対応できない状態ですということになっているわけです。

そうするとじゃあ今度はそのために人をまた雇うとか、そういうポジションを一つ作っていかなきゃいけないような状況もあるということでございます。

いま今回ご提案をしているのはね、今までこの手数料をいただいてなかったものの手数料取りますということで、知る権利が狭まるというふうにおっしゃるその意味もよくわかるのですが、ただ一方で、先ほどもご答弁申し上げましたが、例えば開示をする皆さんに見ていただくというときも、これをこのまま見せるわけじゃないんですよ。

これ一回コピーして、まずここで経費がかかってますよね、コピーして、今度はお見せできない部分を黒塗りしてそれを見せるわけですから、まずコピー代っていうのは最低限かかっているわけです。

そしてそこには人が動いているわけです。そこには当然人件費がかかっているわけです。

だから、それ相応のものをやっぱり貰うべきではないんですか。自分たちがやったことに対して、ね、ひどい人はですよ。ひどい人はお前らこんなの俺たちの税金で食ってんだから当たり前なんだなって言っていく人がいるんですよ現に、そういうことを言われた職員の気持ちを私は受け止めなきゃいけないから。

だから、少なくともかかった費用はいただいてもいいんじゃないですか。

多分陸前高田市が今岩手県でどこもやってないということになりますけれども、陸前高田市はこれを決めたらね、多分他のところでも議論沸き起こると思うんです。

もちろん我々だってこんなことをあえて提案したくないけれども現実と、それから、財政

財政という話がずっと来ている中で、やはり適正なものをいただくっていうことはね、これは私は決して悪いことではない。ただ皆さんがご心配される部分もよくわかるので、だからこうやって議会の皆さんに御提案をし、そして図っていただくということで今回このようなご提案をしているところでございます。

佐々木一義（無所属）：本当に市長話された通りその経費対効果もありますけどもやっぱり何だろう。働き方改革というかね。

本当にそういう部分で残業とかいろんなやった体等々についてのやっぱり配慮ですかね、それは必要だと思います。

件数が本当にふえてきたという。何年かたって、去年は 6000 枚って話なんですけれども、そういう件数と数が増えて、件数が増えてきた原因というのは何だと思うんです。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

先ほど特定の目的等がちょっとわからないので、こちらとすれば、わからない部分もあるんですが、件数の経緯を見てですね、先ほども申し上げましたが 10 数件で推移していたものが 30 何件とかっていうところから、昨年度 48 件になっているところでございます。で、その中でも、請求者の件数はそのとおりふえておりますが、請求者の実数という部分でいうと、最大でも 19 名請求、昨年度でいいますと 48 件ありましたが請求者の実数は 15 名となっているところでございます。そういった特定の方から、様々な目的で開示の請求がなされているということでございます。

佐々木一義（無所属）：私を感じたことは、行政の部分でいろんな疑問があったからこう聞こうということで件数が増えたのかなとそう思いますけど、やはり今後のこれからことについてはもっともっと何度も金銭ではなく、やっぱり人間と人間の部分で話し合うとか改善するとか、そういったものを進めてもらえばなというふうに私は考えますけど、いかがですか。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

私どももですね法令に基づいて公表すべきものあるいは作成すべきものについては今後もですね、適正に事務を取り進めた上で公開していくという方向には間違いありませんし、また市民多くの市民が必要とする情報につきましては、積極的にですね、オープンにして皆さんに広く周知してまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

委員長：他にありませんか。

伊勢純（日本共産党）：私も開示請求をした経験から、ちょっと質問をしたいと思うんです

が、この開示請求を具体的にする前に、文書の特定が非常に私は大事だっているように思っておりまして、手数料という面もなんですが、やはり情報公開を前進させるという意味では、文書の特定というのが私は一つ重要だというふうに思います。

それで先ほど文書の特定に応じてもらえなかったというご説明もありましたが、どのようなもしお答え可能であれば、どのようにして、文書の特定を進められたのか、経過についてあれば説明を求めます。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。文書の特定、先ほど 6000 枚の件をご紹介いたしました。

25 年から現在までということで請求を受ける側も膨大な数になるということは相手方にも伝えました。

そもそも何をお知りになりたいのか、何をごらんになりたいのかっていう部分を何度も再三お願いして、大量になります。しかも最初の請求は、交付してほしい、そうだったのでいやこれだけやれば当然枚数も大量になります。費用も発生しますよと。それでも構いませんかとっても構いません、お支払いしますので、請求に応じてくださいっていうことで、我々は対応したわけです。

今回この事例だけちょっと申し上げて申し訳ないんですけども、中にはですね、最初来たときには、自分でもはっきり言ってばくっとしたので請求くるんですが、いろいろやりとりをしていく中で、じゃあこの文書こういった文書があればよろしいですね。そうですねということでご理解をいただいて、枚数が減って行って、実際には費用の負担も減るといようなこともありますので、こちら受ける側は当然、そういった対応をしながらですね。何を知りたいのかっていうのにも真摯に対応しているというところでございます。

伊勢純（日本共産党）：当局のご苦勞については理解するところです。

確かに復興の業務等に当たりながらの、例えば残業でありましたり、あるいは今のような、文書の特定についても真摯に対応しているという部分は確かにそうなのだろうなというふうに思います。

でもその一方でですね、やはり市民のあるいは国民の知る権利というのは非常に重いものでもありますので、やはりこれは必要な必要なコスト、必要な労力として、やはり推し進める必要があると、というふうに思うのですが、この先ほどの文書の特定なんですが、こうした部分をやはり改善を図っていかなければなかなか情報公開そのものが私は前進しないというふうに思うのですが、文書の特定、そういうご苦勞があるのも理解したんですけども、今後改善の可能性と申しますか、可能性と申しますか、文書の特定についてはどのようにお考えでしょうか。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

重ねての説明になりますけれども、開示請求があった場合には、やはりその相手方が何を望んでいるのかっていうところをきちんとやりとりをした上で、開示請求もいただいて、こちらは対応してまいりたいと。あくまでもこれはもうお願いでしかないんですが、その方がお互いのためになると自分が知りたい情報はこれなんだっていうのがやりとりをする中で見えてくるもの。で対応する側は何を情報開示すればいいのかっていうのが見えてくる。そこはお互いウインウインの関係になりますので、そういったふうに事務が取り進めてまいりたいとそのように考えております。

委員長：他にありませんか。

福田利喜（無所属）：若干質問をさせていただきます。

今までの中でどうも議論の中で特定の6000枚というところだけに言ってそれだけ時間がかかるという議論、それから、新聞報道の中でも、今回、これを出した理由の中に6000枚円という特定の部分があると。

それは本当に確かに大変だったのかもしれないけど、本当の一部、市民がやってる方々の本当の一部は、それは理由にはならない。

私は思うんですが、なぜ先ほどから議論になっている中で、公開数が増えているのか、その理由もわからないといったんですか、一つには、市の情報公開のあり方にあると思うんですが。ホームページを見てても、どっから入っていいのかどうやって見ていいのかっていうすごく情報の存在が見えない。それが私は一つの要因にもなってると思うんですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

市長：私も開示請求の中身、については報告を受けているところでありますが、当然、ホームページ等で公開をするようなものを請求されるものではないわけですよ。

当然我々は確かに、情報の出し方は下手かもしれませんが、そういう一般に我々として積極的に公開をしようとする情報ではない情報が欲しいという人たちがふえているんだろうという私はそのように認識をしております。

福田利喜（無所属）：今、市長からそういうお話がありました。ではなぜそういうふうになってきているのかっていうことを多分考える必要があるんだと思うんですよ。

それは復興が進んできている中で、先ほども随意契約という1例を出されましたがというような形で市民の皆さんが行政にすごく関心を持っている。

いろんな発注しても何にしても。そういうところがあって、すごく何か増えてきているんじゃないかなというふうに感じますし、その辺ですね。

やはり今の市長は情報は出したけど、出し方が下手だっていう自分でお話しになりましたが、その辺ですね。

もっと市民の皆さんと共に、こういう形でやってるよ。いろんな説明しても、短絡的なものじゃなくて、進めることが全体の情報公開になっていくし、こういう形、事務の進め方にも当然出てくるんですけれども、それはなってくるんだと思うんですよ。

その辺、もう少しですね、市としても、いきなりこうやって、幾らでもないかもしれないけれども、手数料条例を改正してくる。

こういう手法じゃなくて別な形でもっとお願いであったりなんだりこの手数料条例を改正を提案する前にやるべきことがあったと思うんですがいかがでしょうか。

市長：これは先ほども申し上げましたけれども、私の立場からすればですね、やはりまず現実を知っていただきたいと。市民の皆さんに議会の皆さんに現実をしていただきたいということが一番大きな私の中ではそういう思いがございます。

もちろんいろんな手法で改善できる場所というのはあるんだろうというふうに思いますが、何故こうやって情報公開が増えてきたのか。確かに復興がいろんな形で進んできてですね。そこに疑問を持たれる方もいるかもしれない。

でも私はこういうこと言いたくないけれども、実際には市長選挙と言うのが一番大きく関わっているというふうに思うわけです。

ですから、これはこれでね、皆さんそれぞれの考え方があるので、いいと思いますけれども、私たちがご提案申し上げたような繰り返しになりますが、必要経費これだって全然さっきのね、一つの例ですけど、170万かかったよおと、もしその場で受け取りはしていただけなかったけれどもそれを受け取っていただいても6万円ですよ。ね、これ改正されたからって、倍になるかもしれないけれども、全然足りないですよねもちろん170万円に対して、だからそれはそれなんです。それはそれなんですけれども、もとを取ろうという話じゃなくて、職員は一生懸命やっている。やっていることに対して、ね、言い返せないですよ職員何言われたって。みんな忙しいのに。ね。

ポツときて4時間も5時間も居る人もいます。

でも帰ってくださいって言えないんです職員。自分の仕事いっぱいあるのに。

だから私はまずそういう職員の苦労をね、皆さんにわかっていただきたい。

だからこそ、こうやって条例でも提案しないと、なかなかそこはね、我々から説明する場面というのはないわけですよ。

そういうこともですね、ぜひ委員の皆さんにもご理解いただきたいというふうに思います。

福田利喜（無所属）：情報公開条例と、職員が一生懸命やってる、それを分かってほしいというのはまるっきり違うもんだと、性格的に思います。

それはそういうことになってくると民主主義のコスト、知る権利のコスト、そういうことまで、人件費170万という形でいくと、それを3月議会でしたか、どなたかが経費経費っただけで議員の歳費なんかコストもかかってんだというご答弁をされた方もいらっしやい

ましたが、同じように議会でこうやってやっているいろいろ資料だって皆さんここにこれだけの人数がこの時間ずっといるっていうのもそれもコストになるわけですか。

同じように本当に、なんで制度があるのかっていう。現実はやっぱ何でこういう制度が求められてきたかっていうのを一つ考えていただきたいと私は思います。

それから、先ほど今回具体的な中身に入りますけれども、閲覧に対してもコピーを取る、原則、見せちゃいけないと思うところ以外は閲覧については原則原本公開、これが法の趣旨ですよ。

法の趣旨はそういうふうになってますよね。

これに対して今回全部コピーをしてやった。そこに何かがあるかもしれませんが、原則、見せちゃいけないという個人情報とかなんか以外については原則原本公開ってなってるはずなんですけど、なぜ今回ここまで全部閲覧に際しても、資料をコピーする金額まで取るというような、条例改正になったのかご説明いただきたいとします。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

開示に関する手続についてでございますが、開示請求があった場合、その担当課の職員は該当するまず行政文書を抽出いたします。

それで開示用の文書を特定し、コピーをし、その後不開示情報等の特定、そういった不開示情報があれば当然消し込みなどの事務を行います。

で手続の中で開示を決定するという決裁行為、一連の事務の中で必ず必要となる行為があります。

そこに、要はコピーという実務に発生する費用がございます。

一旦コピー作業をするということがございます。

これは、写しを交付する、あるいは閲覧だけというところの区別なく発生するものでございます。

というところから今回閲覧であっても、交付であってもその経費については手数料としていただくというような形でございます。

福田利喜（無所属）：内部的な形でそういうふうな確かに決裁を受けるのに、こんな分厚い綴りを何十冊も持ってってふせんをはってここですから、確かに、難しいかもしれません。

でも、先ほど言ったように、閲覧に関しては原則原本を公開。ですよ。

そこはやっぱり違うんじゃないのかなと。

事務的な形と、それからそういう法の求めているものの、趣旨等であり、きちっと照らし合わせる必要があるんじゃないのかな。

この間いろんな条例改正が出て、どこに視点がいつてるのかなって、すごく疑問を感じてきました。

誰のための条例なんです。

条例って行政行為でなんなのっていうことをやっぱりもっと考えていただいて提案をいただきたい。

そして、どこを見ているか、先ほど市長が委員の皆様と考えてほしいというお話をされました。市長の背中にも、有権者、市民がいます。

我々の背中にも市民がいます。

ここを通して、市民と皆さんも対峙してる。そこを考えて、本当に、今何が法では何を求めてどうなったのかっていうのをきちっと基本を見てから出せばこういうような形で一概にもう少し市民の皆さんに理解を経た上で、じゃあその 6000 枚っていうことだけ 1 人歩きしているような新聞報道もありますけれども、きちっとした形で本当に、同僚議員が言った、知る権利であったり、情報公開というものが何のために生まれたのかっていうことも含めながら、出していただければなというふうに私は思うんですが、もう一度、お伺いいたしますが、理由として一番最初に総務部長がご答弁したのは、開示件数の増加、特定の人ややってる、そしてさらには出してない人に対するコストという意味での公平性ということだと思んですが、話されました。

それが本当に今回必要なのか、その前に市民とともに、あるべき姿を模索するのが本当ではなかったのかと思います、再度ご答弁願います。

市長：今るるお話ありましたけれども、繰り返しにしかありませんけれども、我々は決して、このことによってですね、情報公開を狭めていこうとかね。そんな気はさらさらないわけでありませぬ。

もちろんこれは条例でありますけれども、もともと、市民国民の知る権利っていうのがある訳ですし、我々はそれにのっとって考えておられることであります。

ただ、またその特殊な例を言って申し訳ないですけど、たまたま 170 万コストがかかるものが出てきました。これが年間に 5 本も 6 本も出てきたらどうするんですかっていうこともあれば当然考えます。

それはやはり経営ですから、自治体経営ですから、そういうことは考えてしかるべきであろうというふうに思うわけですね。

だから、さっきから言っているように、我々は考えてますよ。ですから、議会の皆様があがいろんな立場でいろんなお考えがあるでしょうから、私たちは独自にこれ決められるわけじゃないですからね。

ここにご提案をしているわけですから、皆様方がご判断をいただければいいんだ。ただ、先ほど言ったように、私の中では職員から悲鳴が上がっている現実もありましたので、まずはこの事実をね、市民の皆様現実を知っていただく機会としてはですね、議会軽視をしているわけじゃないですよ。

もちろん大事な条例だと思ってお願いをしているわけでありませぬけれども、いずれ少なくともこの現実をですね、わかっただけ、そういう機会というのは必要だというふうに

思っていますので、ここからは議員の皆様方のご判断だということだというふうに思います。

福田利喜（無所属）：今市長から自治体経営という言葉が出ました。170万かかっている。それは、自治体経営という部分の本当の自治体を経営する部分と、会社じゃなくてこの経営というのを知る権利やなんか大事なものっていうのはやはり違うものがあるって、コストがこれだけかかっているから高コストだから、であれば、さっき言ったように議会だって高コストだ、というふうに思っている当局の方もいらっしゃいます。3月答弁であったという。

同じようにそれとはやっぱり違うもんだと。

知る権利やなんかとそれから議会もそうですけれども、高コストはだから自治体経営だからってということじゃなくて、これはやっぱり大事なものっていうものを何でこうなっているのか。だからさっき言ったように、もう少しここに至るまでに何か様々あったと思います。出せることもあったんじゃないかと思えます。

この間、様々な団体、議会の方にも、市民オンブズマンとか全国市民オンブズマン連合会さんあたりからも申し入れ書ももらっています。

資料の方にもあがっていると思うんですが、その辺、条例改正がマスコミ報道された以降、どのような反響があったかだけお願いいたします。

どのようないろんなところから申し入れとか、動きがあったかお願いします。

市長：私を知る範囲で言ったらオンブズマンの方からの申し入れ書があったということだけだと思っていますが、じゃあオンブズマンの方がね今私らが話をしているようなこと全部わかった上でおっしゃっているのかどうかということもわかりませんし、私は地方分権の中にあってですね。ここの陸前高田市のオンブズマンじゃない人たちがそうやってね、言っていくことがそれが正しいのかっていったら私はそうではないというふうに思うんです。何のために陸前高田市という一つの自治体があって、そしてそれぞれにそれぞれの自治体の首長が議会があってですね。

こうやって議論しているのかと。ここが尊重されるべきものだというふうに思っていますので、私はオンブズマンの人が何か言われたから、だからどうということも感じませんし、他から何かやめろとか、どうしろと言われたようなこともないというふうに思っております。

委員長：他にありませんか。

藤倉泰治（日本共産党）：私もお聞きしたいのですが、市長言われるように、この機会に市民にも知ってほしいと、議員にも、知って欲しいというふうなことで言われました。

今回初めてこういったふうな職員の方々の現状を私の知るようになったこともあってですね、私もいろいろ情報公開条例本市の調べてみました。本当に大事なことが書いてありま

す。

例えば開示請求権というのは五条にあるんですが、ここには何人も行政文書の開示をする請求することができるというふうな明確な何人かというのとは非常に私は憲法と同じぐらいの意味にも感じるわけですがそういったふうな中身はありました。

それからそもそもこの条例の目的には地方自治の本旨にのっとり、そして知る権利として公正な行政というふうなことも明記されております。

そういう意味では非常に改めてこの条例の平成 16 年に制定されていますが、このことも我々議員もですね改めて内容を非常に複雑で権利問題難しいんですが、知る必要があるかなというふうに思っていました。

そういう中で、県の条例とか他の市の条例、同じ時期に出てるものですが、開示請求の手続きについては、6 条に氏名住所。それから行政文書の名称を特定するに足りる事項というふうに文書だけでなってるのがうちの市と岩手県ですね。ところが他の市は、別表ということで別紙にして様式を書いて様式がある。

それを書いて出せばよいついいうふうになってるんですが、条例見ますと、そういう様式がある規則と、それから、名前と特定事項を書けば、請求できるという事項があるんですが、その辺の手続き的な部分でもちょっと私も勉強しなければならないというふうに思っているんですが、本市の場合は特にこう様式は定まってはいるんですけども、その辺どうご理解どのようになっているかお尋ねします。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

条例ではその通り規定はしておりません。ただし条例の方では、規則の方ですね、各行政機関が定めることとなっております。市長部局にあっては、市長が保有する行政文書の開示等に関する規則という中で、様式を定めてございます。

他の行政機関にあっては同じでございます。その中で、様式の中で何を知りたいか行政文書の表示あるいは、そういった部分をきちんとご提示いただくような形で進められております。

藤倉泰治（日本共産党）：その様式があるからないからどうのこうのってわけじゃないんですけども、本市の場合は質的に開示請求書の様式というものが無い形になっている。岩手県もそうですけど。

そこは一つその辺の確認だけはしておきたいんですがいかがでしょうか。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

先ほど規則の方で定めてありとありますが、要綱で定めてあって、それを請求者からいただき、その内容で文書を特定していくという形になります。

藤倉泰治（日本共産党）：要綱ということだと思うんですけど、やっぱりこういうことも見てもやっぱり非常に請求の事務的な手続きのことを含めて非常に複雑になっているのかなというふうに思っていました。

私はこの本市の規則の様式の最初に開示請求書の様式があってもいいのかなというのというふうに思ったんですね。

開示請求が一番のことの始まりですので、それが様式の一番になっている。

しかるべきじゃないか。本市の場合は、様式の 1 号が開示請求決定通知なんですよ。請求がなって初めて通知が来るというふうなのが流れかなというふうに思ったもんですから、それは岩手県も本市も同様ですから、あれこれないんですが、いずれこうした中身を含めて、やっぱり情報公開の制度仕組みは、いろいろやっぱりもっとう私達ももっと知っていく必要があるのかなというふうに思っています。

特に財政問題が 170 万円って問題ありますけれども、この間も議会でも、本市の持続できるまち作り、財政、維持管理費ではないかということが盛んに言われてきました。

じゃあこういうふうなことがたびたびおこれば、自治体の正常な行政運営も非常に様々問題できるというふうなこともある。とはいっても知る権利の問題。何人も請求できるというふうになってるわけですので、そういうこともあって、両面があっているもんですから、市長言われるように、市民にもまた、議員にもこの機会にいろいろこういったふうな仕組みをですね。住民に理解あるいは議論をする必要が本当にこうあるんじゃないかというふうに思うんですが、そういったふうに思っています。

それでもう一つ専門的な言葉なんですが、全面開示と部分開示。

それから特定をするっていう問題と非常に言葉がですね、非常に複雑になっている。

たぶんこれ職員の方が対応してきたと思うんですが、そういう部分開示特定や全面開示、あるいは特定な区分するというふうなことのそういったふうな区分けっていうのは、専門的言えば大変いろいろあるんでしょうけれども、訳分りやすく言えば、どんなふうなのかお尋ねいたします。

総務部長；総務部長からお答えをいたします。

基本的には、公開できるものというところは一般にも公開になっているもの、あるいは個人情報等他の法令等により規制等がないのはそれらについては公開されるべきものと考えております。

先ほどの内容で言えば例えば契約者あるいは随意契約の内容等でいえば相手方の名称等までは公開されますが、印鑑等については不開示情報になっております。

そういったところから例えば黒塗りをしなければならぬ作業量が増えたりですね、そういうことがあるというふうに考えております。

藤倉泰治（日本共産党）：そうした場合に、例えばこれまでの随契の部分ってありましたけ

ども、ちょっとイメージがその開示請求のね、特定する事項というのがわからないんですが、その随契の他にはどんなふうなパターンとすれば、これまで請求があったのか、大雑把でいいんですがどんなふうな例があるのかお尋ねします。

総務部長：総務部長からお答えいたします。

全ての事例を持ってるわけではないのでなかなかここでこたえることできないんですが、例えば市長選挙のものであれば、選挙管理委員会の議事録であるとか、あるいは選挙管理委員の開催されたときの配付資料であるとか。

あとは選挙の開票録であったりとか、そういった様々な公開請求というところはあったと記憶しております。

藤倉泰治（日本共産党）：これは私ども議会側にも関係するんですけども、やっぱり開示請求を逆に受ける対象というのは議会のいろんな情報、議事録、いろんな行政文書あるわけですが、そういうことも今回の対象になるわけですね。その開示請求の対象になるわけですね。それを答弁お願いします。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

それについては当然なると思いますが、議会の議事録等についてはホームページにおいても、検索機能を設けておいて、それぞれ対象となる文については、検索によって特定できることもあって、なかなかそれはこの制度を利用した開示請求っていうのはないものかなというふうに思います。

藤倉泰治（日本共産党）：議会の選管の関係それから議会の関係いろいろお話ししましたが、議事録を出していればそんで、大変十分に公開してるっていうことにはならないと思うんですよ。議会としてね、我々の立場としても。

つまり、いろんな審議経過がありますし、またいろんな活動していますし、ですから議事録以外にも様々なこう対象に、開示請求の対象になってくるっていう意味で、いわゆる議会としても責任が重いかなというふうに思うんですが。

議事録以外にも当然出てくる、ますよね。その対象が。その辺を確認お願いします。

総務部長：総務部長からお答えをいたします。

様々な文書が該当するかと思います。ここでですねやはりその開示請求者が何を求め何、どういった目的でそれを開示してほしいというかっていうところは、あくまで、請求者側の意識にあると思っております。

で、その方の目的をですね、いかにこちら受ける側がですね、きちんと理解して開示をしていくかという、やりとりというところも大切ではないのかと。そういったこともきちん

とやりながら、今回の条例の部分については、地方自治法の部分を引用するという話ではないんですけれども、地方自治法の第 227 条に手数料という項目がございます。

で地方も普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるというような項目がございますので、今回はその特定の方から情報を情報開示の請求をいただいたものに対して手数料として発生するものを規定しようというような形で考えております。

藤倉泰治（日本共産党）：手数料をしてという部分を今言われたんですけれども、これは余り拡大解釈してくと、その開示請求にとどまらず、例えば道路要望とかあるいはいろんな行政に対する要望があった場合に、そうすると経費がねえっていうことになってくると、非常に行政全体の問題にもかかわるものですからやっぱりその手数料問題っていうよりも、やっぱり行政の知る権利という問題としてきちんと我々も考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それで最後に、先ほど話したとおり選管なり農業委員会なりあるいは議会なりの他部局とも関わる問題じゃないかなというふうに思うんですよ。

議会としても、ある意味真剣にこの問題で議論しなくちゃならないと思うんですが、そういう市長部局以外の部局とも関わるっていう部分でのこれこの今回の公開条例について、市の方ではどのようにお考えなのかという事です。

市長：今議員がおっしゃるような、いろんな部局もちろん議会の皆様方にも情報公開を求められる、そういうことだというふうに思いますので、そういう意味ではですね、我々もこうやって出させていただいておりますが議論はもっともっとしていかなきゃいけない部分もあろうかというふうにも思っているところであります。

いずれにしても、こうやってご提案をさせていただいておりますので、我々とすれば、可決していただきたいという思いであります。

委員長：他にありませんか。進行の声がありますので、進行をいたします。

議案第 16 号はこの程度として、この際、暫時休憩いたします。